

## 横須賀市議会委員会条例 法111条（条例への委任）

平成 14. 12. 20 条例第 44 号

改正 平 15. 12. 22 条例第 40 号

改正 平 18. 12. 13 条例第 56 号

改正 平 22. 6. 25 条例第 38 号

改正 平 22. 11. 30 条例第 50 号

改正 平 23. 3. 28 条例第 21 号

（常任委員会の委員の定数及び所管）法第 109 条（常任委員会）第 4 項

**第 1 条** 横須賀市議会基本条例（平成 22 年横須賀市条例第 38 号。以下「基本条例」という。）第 7 条第 2 項に規定する常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務常任委員会 11 人
  - ア 総務及び財務に関する事項
  - イ 政策推進及び文化振興に関する事項
  - ウ 産業経済に関する事項
  - エ 他の常任委員会の所管に属しない事項
- (2) 生活環境常任委員会 10 人
  - ア 市民生活及び市民安全に関する事項
  - イ 廃棄物に関する事項
  - ウ 上下水道に関する事項
  - エ 消防に関する事項
- (3) 教育福祉常任委員会 10 人
  - ア 社会福祉及び保健衛生に関する事項
  - イ 子どもに関する事項
  - ウ 教育に関する事項
- (4) 都市整備常任委員会 10 人
  - ア 環境政策及び緑政に関する事項
  - イ 土木及び建築に関する事項
  - ウ 港湾に関する事項
- (5) 予算決算常任委員会 41 人
  - ア 予算及び決算に関する事項

（議会運営委員会等の定数）申し合わせ 25、26

**第 2 条** 基本条例第 7 条第 2 項に規定する議会運営委員会の委員の定数は、10人とする。

2 基本条例第 7 条第 3 項に規定する特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

(常任委員及び議会運営委員の任期)

**第3条** 常任委員及び議会運営委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

**第4条** 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

**第5条** 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議が成立したときは、直ちに資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置しなければならない。

(委員の選任)

**第6条** 議長が新たに常任委員、議会運営委員又は特別委員(以下「委員」という。)を指名しようとするときは、議会運営委員会の議決を経るものとする。 先例66

2 議長は、常任委員から申出を受けたときは、議会運営委員会の議決を経て、当該委員の委員会の所属を変更することができる。 先例67

3 前2項の規定により委員を選任し、又は常任委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第1項の例による。

5 第1項の規定にかかわらず、一般選挙の後最初に委員を選任するときは、議長が会議に諮って行うものとする。

(委員長及び副委員長)

**第7条** 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。 申し合わせ24

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(招集) 委員会規則第2条、先例3(3)、69

**第8条** 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査を行うべき事件を示して招集の請求を受けたときは、委員会を招集しなければならない。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権) 委員会規則第22条、第26条第2項、27条、傍聴規則第14条

**第9条** 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(定足数) 委員会規則第8条

**第10条** 委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、委員会の会議を開くことができない。ただし、第13条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(委員会の公開) 基本条例第11条、委員会規則第37条

**第11条** 委員会の会議は、公開する。ただし、議決により秘密会を開くことができる。

(分科会)

**第 11 条の 2** 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、委員会に分科会を設けることができる。

(連合審査会)

**第 12 条** 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(委員長及び委員の除斥) 委員会規則第 21 条、先例 35

**第 13 条** 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係のある事件については、議事に参加することができない。ただし、委員会の同意を得たときは、委員会に出席し、発言することができる。

(関係人出頭又は記録提出の要求) 法第 100 条 (調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

**第 14 条** 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 100 条の規定に基づく調査の目的のために設置された特別委員会は、関係人の出頭若しくは証言又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(委員会の再審査) 会議規則第 39 条

**第 15 条** 委員会は、次の各号に該当するときは、再審査することができる。

- (1) 重大な事情の変更があったとき。
- (2) 重大な資料の秘匿があったとき。
- (3) 重大な説明の瑕疵があったとき。
- (4) その他委員会の判断に影響を与えると認められる状況の変化があったとき。

(表決) 委員会規則第 31～34 条

**第 16 条** 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、委員として議決に加わることができない。

(紹介議員及び請願者並びに陳情者の委員会出席) 基本条例第 12 条

**第 17 条** 委員会は、請願又は陳情の審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、委員会に出席し、説明のための発言をすることができる。

3 委員会は、請願者又は陳情者から説明や意見陳述のための発言の申出があったときは、その許否を決定する。

(公聴会開催の手続) 法第 109 条 (常任委員会) 第 5 項、第 109 条の 2 (議会運営委員会) 第 5 項、  
第 110 条 (特別委員会) 第 5 項

**第 18 条** 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示しなければならない。

(意見を述べようとする者の申し出)

**第 19 条** 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、当該委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

**第 20 条** 委員会は、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)を、前条の規定により文書で申し出た者及びその他の者の中から決定し、議長を経て、本人に通知する。

2 委員会は、前条の規定により申し出た者の中に、当該案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

**第 21 条** 公述人は、発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

(委員と公述人の質疑)

**第 22 条** 委員は、公述人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人は、委員に対して質疑を行うことができない。

(文書又は代理人による意見の陳述)

**第 23 条** 公述人は、委員会の承認を受けたときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

(参考人) 法第 109 条(常任委員会)第 6 項、第 109 条の 2(議会運営委員会)第 5 項、

第 110 条(特別委員会)第 5 項、申し合わせ 36

**第 24 条** 委員会は、参考人の出席を求めようとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、参考人に対し、日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前 3 条の規定は、参考人について準用する。

(その他の事項)

**第 25 条** この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、議会規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成 15 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 19 年 5 月 2 日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項（第5号に係る部分に限る。）及び附則第3項（横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）第2条に1号を加える改正規定に限る。）の規定は、平成23年5月2日から施行する。

附 則 抄

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(中略)

(2) 次項の規定 平成23年5月2日

附 則

この条例は、平成23年5月2日から施行する。ただし、第2条の規定及び第3条中横須賀市議会委員会条例第6条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。